

# 食のまちづくり推進活動補助金について(募集要項)

## ●補助の対象になる事業は

佐伯市食育推進計画に基づき、市民団体等が行う食育推進活動

- ・食育に関する講演会等
- ・地産地消につながる食の知識を普及するための料理教室
- ・食農漁体験につながる食の生産現場との交流や体験の場をつくることを目的とした農林漁業体験、収穫体験 等
- ・食（食材）の普及に係る調査、研究費
- ・その他特に市長が必要と認める食育、食のまちづくりの推進に関する事業

## ●補助の対象にならない事業は

- ・営利を目的に実施する事業
- ・本市の他の補助金を受けている事業又は交付を予定している事業

## ●補助の対象になる者は

- ・市内に在住、在勤、在学で市民を対象とした事業を実施する団体
- ・市長が認めた者

## ●補助の対象になる経費は？

- ・謝礼金等（講師等への謝礼、調査、研究等に係る謝礼）
- ・旅費（交通費、通行料金等）
- ・消耗品費（消耗品、材料、書籍等の購入費、チラシなどの印刷製本費）
- ・使用料、賃借料（会場使用料、機器等の賃借料）
- ・上記以外の経費で市長が必要と認める経費

## ●補助の対象にならない経費は？

- ・領収書がないもの、使途不明なもの
- ・備品の取得（1万円以上のもの）
- ・実施主体の管理、運営に係る経費（事務所等の賃貸料、光熱水費、電話料、人件費等）

## ●補助対象額は？

1事業につき15万円を上限とします  
(但し、事業内容によっては市長の認める額とします)



# 補助金申請の流れ

【申請者】

【市】

